

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度①

■ 制度開始日（申請受付開始日）

2024年4月1日（月）

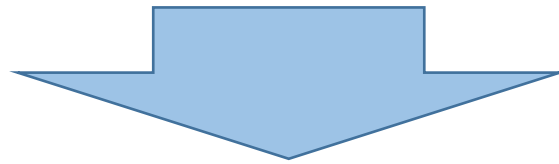
■ 対象企業

札幌市内に所在し、1年以上の事業実績のある不動産事業者（仲介業者・建築業者・デベロッパー・管理会社）

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度②

■ 制度概要

町内会への加入促進や町内会の負担軽減につながる取り組みを行う不動産事業者を認定し、市がその取り組みを広く周知



**不動産事業者と町内会の連携・協力関係を
築き、地域の活性化につなげる**

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度③

■ 認定手続き

市公式ホームページで詳細を確認の上、申請書類を郵送またはメールで提出

■ 認定企業の特典

- ① 認定証の交付
- ② 認定マークの使用
- ② 市公式ホームページ等で企業名と取組内容を周知



● 「さっぽろマチトモパートナー企業認定制度」の開始について

札幌市では、2023 年 4 月に施行した「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」に基づき、町内会の維持および活性化に向けたさまざまな施策を進めております。

このたび、新たな取り組みとして、町内会の加入促進や負担軽減につながる取り組みを行う不動産事業者を「さっぽろマチトモパートナー企業」に認定する「さっぽろマチトモパートナー企業認定制度」を 4 月 1 日から開始します。

本事業をはじめ、今後も町内会などの活動を将来にわたって支える取り組みを進め、より豊かで暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

1 名称

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度

2 制度開始日（申請受付開始日）

2024 年 4 月 1 日（月）

3 背景・目的

町内会は加入率の低下や担い手不足などの課題を抱えており、こうした課題の解決に向けては、転居等による転入者・地域住民、町内会とつながりを持つ不動産事業者からの協力を得ることが重要である。

そのため、町内会と不動産事業者の連携を深めることにより、地域の活性化に資することを目的に、町内会への加入促進や負担軽減に向けて取り組む不動産事業者を「さっぽろマチトモパートナー企業」として認定し、その取り組みを広く周知することとした。

4 対象企業

札幌市内に所在し、1 年以上の事業実績のある不動産事業者*

※仲介業者・建築業者・デベロッパー・管理会社

5 認定基準（詳細は別紙参照）

町内会への加入促進や町内会の負担軽減・活性化につながる取り組みのうち、所定の数以上の取り組みを実施している場合に認定される。

6 認定手続き等

(1) 認定手続き

札幌市公式ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/machitomopartner.html>) で詳細を確認の上、4 月 1 日（月）から申請書類を郵送またはメールで提出。

(2) 認定を受けた企業の特典

- ・認定証の交付
- ・認定マークの使用（名刺、企業ホームページ等）
- ・札幌市公式ホームページ等での広報



【問い合わせ先】

市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 川村、竹中
電話：211-2253、ファクス：218-5156

くさっぽろマチトモパートナー企業認定制度 認定基準

- ・ 仲介業者、建築業者 4項目以上
- ・ デベロッパー、管理会社 7項目以上（うち取組事項8～13から2項目以上）

※ 取組事項1は、全ての事業者の必須事項。

※ 下記以外の独自の取り組みを行っている場合は、1項目に限り含めることが可能。

取 組 事 項			
全企業共通	加入促進 ・ 負担軽減 ・ 活性化	1	【全事業者必須】 町内会から、町内会に関わりのある事項（※）についての申出・相談があった場合には、町内会との協議を行っている ※町内会への加入（促進に関する含む）、ごみステーションの設置や管理、パートナーシップ排雪、町内会活動への参加や協力など
		2	札幌市等が作成している町内会の加入促進に関する広報物について、事業所内等での配架、掲示に協力している
	加入促進	3	入居予定者・入居者等に対して、住宅所在地域の町内会に関する情報（町内会名、町内会費など）を紹介している
		4	入居予定者・入居者等に対して、一般的な町内会の加入方法（町内会・自治会検索システム「マチトモNavi」の案内など）を紹介している
	負担軽減	5	町内会に関わりのある事項の相談に当たり、町内会から共同住宅の管理会社、管理組合、オーナーの紹介を依頼された場合には、取り次ぐよう努めている
	活性化	6	事業所所在地域の町内会に加入している
		7	事業所所在地域の町内会の活動、イベント等に協力している
デベロッパー・管理会社のみ	加入促進	8	自社で分譲・管理している共同住宅は、地域の町内会に加入する方針としている
		9	共同住宅の新規建築又は新興住宅地の開発に当たって、住宅所在地域の町内会へ加入しない場合は、共同住宅又は新興住宅地単位での町内会の新設に努めている
		10	重要事項説明書等に町内会費の項目を記載する、入居説明会で町内会の説明をするなど、共同住宅入居者の町内会加入に向けた働きかけを行っている
	負担軽減	11	町内会との協議により定められた金額、徴収方法、支払時期等に応じて、共同住宅入居者分の町内会費を納入している
		12	町内会から依頼された共同住宅内への広報物（回覧物等）の掲示に協力している
		13	共同住宅を管理する者が変わる場合（例：デベロッパー→管理会社、A管理会社→B管理会社）に、町内会費の徴収方法やごみステーションの管理、パートナーシップ排雪等の町内会に関わりのある事項について引継ぎを行っている